

群馬県適正化通信 NO. 154(令和3年6月号)

令和2年度群馬県トラック協会に寄せられた苦情について

苦情については、一般ドライバーや同業者の方からの苦情が協会宛に数多く寄せられています。また、最近ではGマークが貼付してあるトラックに対する苦情も多くなっています。

令和2年度における苦情は、「あおり」、「急な割込み」、「幅寄せ」、「スピード超過」、「追越し」等、危険運転行為に関するものが全体の約8割を占めています。

適正化実施機関から当該事業者に事実確認をすると、大半のドライバーの方は危険運転の認識はなく、申告者からの内容と大きな隔たりがあります。

しかし、何もなければ協会に苦情の電話をしてくることはないと思います。

トラックは乗用車と比べると車体が大きく、一般ドライバーの方々にとって追従走行されると、圧迫感があり恐怖を感じこともあります。

このようなことから車間距離を十分確保することが重要です。一般的な教育テキスト等にあるように、一般道路は「時速の数字-15」、高速道路は「時速の数字と同じ」車間距離の確保を心がけるようお願いします。

◆悪質・危険なあおり運転

車間距離を異常に詰めたり、相手を執拗に追い回したり、パッシングをするなどにより、相手の運転を妨害する「あおり運転」が、道路交通法改正により「妨害運転」と規定されました。

(令和2年6月30日施行)

ドライブレコーダーを装着する車が増えている今日、「逃げてしまえばわかりはない」といった考え方は通用しません。

プロドライバーにとって、あおり運転はあってはならないことです。そのことをしっかり認識して、相手に優しいマナーのよい運転を心掛けるようお願いいたします。

1. 苦情件数の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	56	47	48	28	29

2. 令和2年度苦情内訳

危険運転等（22件）、違法駐車等（1件）、不正改造（1件）その他（5件）

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話027-212-8821

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備



1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10類型の違反）。

下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものとした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25 点 **免許取消し**（欠格期間 2 年）

※前歴や累積点数がある場合には最大 5 年



2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35 点 **免許取消し**（欠格期間 3 年）

※前歴や累積点数がある場合には最大 10 年

一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる 10 類型の違反



- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を！
- ドライブレコーダーをつけましょう！
- あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく 110番を！